

全旅協 旅行災害補償制度

# 新型コロナ診断見舞金 7/22スタート！！

全旅協旅行災害補償制度にご加入ください

---掛金は今まで通り／お客様や添乗員等が対象---

## 【新型コロナ診断見舞金の支給概要】

- ・旅行災害補償制度（国内）に加入した国内旅行（旅行出発日7/22以降）
- ・感染したお客様または添乗員等を対象に、全旅協から会員に支払われます。
- ・旅行中または終了後30日以内にPCR検査等で新型コロナ陽性と診断された場合に、対象者1人につき10万円、1旅行100万円限度です。
- ・所定の感染拡大防止策を講じていることが支給条件となります。

※詳しくは、別紙の協会発信文書をご覧ください。

※G o T o トラベル補助金の利用有無は問いません。

## 【その他】

- ・本日までにすでに補償制度に加入済の上記旅行も、対象となります。
- ・特に企画旅行(募集型/受注型)については、必ずご加入ください。
- ・全旅協災害補償制度を未利用の会員様は、これを機に今後の利用をご検討ください。  
⇒「契約エントリーシステム」でWEB検索／システム利用登録は下記まで！

【お問い合わせ先】 全旅協指定保険代理店／全旅協事務受託会社  
「全旅●保険」株式会社旅行ビジネスサポート  
(TEL 03-6272-9704, FAX 03-6272-9714)

## 全旅協旅行災害補償制度における 「新型コロナ診断見舞金」の創設について（お知らせ）

### 1. 創設の趣旨

明日7月22日から「Go To トラベル事業」が開始され、旅行需要の回復が望まれる中、万一、新型コロナに感染した場合の補償等の問合せが増えています。

このため、今回の「Go To トラベル事業」のスタートに合わせて、全旅協見舞金制度を期間限定で改定し、「Go To トラベル事業」の期間中に出発する会員の旅行催行中又はその後、新型コロナ感染症の陽性が診断された場合に、会員が旅行参加者に見舞金を支払うことにより、お客様が安心して「Go To トラベル事業」にご参加頂けるように対応し、国内旅行需要の回復の一助としたいと考えます。

### 2. 「新型コロナ診断見舞金」の内容

#### (1) 対象制度

旅行災害補償制度（国内旅行限定です）

#### (2) 支払要件

##### ① 旅行者

「Go To トラベル事業」の「参加条件」を満たす感染拡大防止対策を講じていること。

##### ② 旅行者

旅行参加時に観光庁が定める検温等の体調チェックに協力し、「新しい旅のエチケット」を実施すること。

##### ③ 旅行中もしくは旅行終了後30日以内にPCR検査等で陽性と診断された旅行者

または添乗員等に対し、利用会員経由で「新型コロナ診断見舞金」を支払う。

（感染ルートが当該旅行以外と明確に認定された場合は、支払わない。）

#### (3) 支払額

診断を受けた者（旅行者または添乗員）1名につき10万円。

ただし、1旅行の限度額は、100万円。

#### (4) 「新型コロナ診断見舞金」の実施期間

「Go To トラベル事業」期間中に出発する旅行（2020年7月22日から2021年3月末日まで）

#### (5) 掛金

現行額とする（変更なし）。ただし、発生支払額が想定数を上回った場合には必要に応じて掛金の見直しを行うこととする。

以上